

静岡県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令

(平成 25 年 4 月 3 日静岡県警察本部訓令第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、国内における大規模災害発生時に、被災地等において都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助による災害警察活動を効果的に行う静岡県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）の編成、運用その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- (2) 大規模災害発生時 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

(任務)

第 3 条 災害派遣隊は、大規模災害発生時において、被災地警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣し、当該都道府県公安委員会の管理の下で、次の各号に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体調査及び身元確認の支援
- (5) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第 1 項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (6) 行方不明者等の搜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の被災地警察の長が特に指示する活動

2 災害派遣隊は、派遣先の被災地警察の長の指揮を受け活動する。

(部隊構成)

第 4 条 災害派遣隊は、次の部隊により構成する。

- (1) 即応部隊 大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の被災地警察その他関係機関から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動する部隊
 - (2) 一般部隊 大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される部隊
- (部隊編成等)

第5条 即応部隊は、次の各号に掲げる隊をもって編成し、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

(1) 広域緊急援助隊

- ア 警備部隊 被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- イ 交通部隊 交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- ウ 刑事部隊 検視及び死体調査

(2) 広域警察航空隊 警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

(3) 緊急災害警備隊 被災者の救出救助、行方不明者等の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の派遣先の被災地警察の長が指示する活動

2 一般部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、それぞれ当該各号に掲げる活動を行う。

(1) 特別警備部隊 行方不明者等の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の被災地警察の長が特に指示する活動

(2) 特別犯罪抑止部隊 被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

(3) 被災者支援部隊 避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯活動並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

(4) 特別自動車警ら部隊 警ら用無線自動車による警戒、警ら等

(5) 特別機動捜査部隊 捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動

(6) 身元確認支援部隊 死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

(7) 特別交通部隊 信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

(隊員の指定)

第6条 本部長は、災害派遣隊のうち広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊の隊員について、関係所属長からの推薦などにより指定するものとする。

2 本部長による広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊の隊員の指定は、指定書の交付をもって行うものとする。

(庶務)

第7条 災害派遣隊の各(部)隊の事務は、次に掲げる課等が行うものとし、当該課等の長を事務主管課長とする。

(1) 即応部隊

ア 広域緊急援助隊

(ア) 警備部隊 緊急事態対策課

(イ) 交通部隊 交通指導課

(ウ) 刑事部隊 捜査第一課

イ 広域警察航空隊 警備課

ウ 緊急災害警備隊 緊急事態対策課

(2) 一般部隊

ア 特別警備部隊 警備課

イ 特別犯罪抑止部隊 生活安全企画課

ウ 被災者支援部隊 生活安全企画課

エ 特別自動車警ら部隊 地域課

オ 特別機動捜査部隊 機動捜査隊

カ 身元確認支援部隊 鑑識課

キ 特別交通部隊 交通企画課

(細目的事項)

第8条 この訓令に定めるほか、災害派遣隊の編成、運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成25年4月3日から施行する。

2 広域緊急援助隊の編成及び運用に関する訓令(平成17年県本部訓令第24号)は、廃止する。

附 則(平成26年6月5日県本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(令和4年3月23日県本部訓令第17号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 7 年 7 月 3 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。